

公示番号：160740

国名：マリ

担当部署：セネガル事務所

案件名：魚市場運営管理・流通促進アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：魚市場運営管理・流通促進アドバイザー業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月上旬から2018年2月下旬まで
- (2) 業務MM：国内 0.75MM、現地 9.50/M、合計 10.25MM
- (3) 業務日数：

国内準備期間10日、第1回現地派遣期間165日

国内作業期間3日、第2回現地派遣期間120日、帰国後整理期間2日

本業務においては2回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月2日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 28点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③語学力 16 点
 - ④その他学位、資格等 12 点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16 点
- (計 100 点)

類似業務	水産物流通促進に係る各種業務
対象国／類似地域	マリ／全途上国
語学の種類	仏語または英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。また破傷風、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ポリオ、腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎の予防接種を推奨しています。

6. 業務の背景

マリ地方開発省は、農業セクター投資国家計画(2014年)を策定し、2015-2024年の投資計画として水産・養殖分野において魚市場建設等を挙げている。さらに、マリ畜産・水産省は、水産・養殖開発国家政策(2011年12月)を策定し、「プログラム3. 水産物流通における付加価値化」の必要な活動として、バマコ中央魚市場のような水産施設建設と魚市場の組織化を挙げ、同政策の2012-2016年活動計画で具体的に「水産施設開発プロジェクト」や「魚市場組織化・適切なファイナンス整備プロジェクト」を記載して必要な予算や責任機関、指標等を示している。

かかる魚市場建設支援の一環として、我が国は2010年に安全な鮮魚流通の促進を目的として無償資金協力「バマコ中央魚市場建設計画」を実施した。2011年12月にバマコ中央魚市場はマリ最初の本格的な魚卸売市場として竣工した。計画では、バマコ市内の主に2箇所の卸売市場を拠点に活動している魚卸売人の活動をバマコ中央魚市場へ移動させる為、流通システム変更が必要であった。しかし、マリでは同様の市場を利用した水産物流通システムや市場運営管理は初めての経験であったため、我が国へ支援の要請がなされ、JICAは2011年11月から魚市場運営管理・流通促進アドバイザーを派遣し支援を行っていた。しかし、2012年3月に発生したクーデターにより2012年4月1日に本アドバイザーは国外退避となり支援が中断した。

2012年以降、国内の政情不安の影響もありモプティやガオ等の主要漁業生産地からバマコへの鮮魚流通が滞り、並行して周辺国からの輸入冷凍魚の流通割合が多くなるなど、マリ国水産業をめぐる変化があった。このため、バマコ中央魚市場における水産物流通量が当初想定と比べて小規模なものに留まっている。従い、同アドバイザーの前回派遣時に検討を進めていた市場利用促進案、市場運営管理体制についても再検討が必要となっている。

以上を踏まえ、畜産・水産省より我が国に対し市場での水産物流通の本格稼働の為の支援が要請された。

7. 業務の内容

本専門家は、マリで実施されたバマコ中央魚市場建設計画で建設された市場を対象

に、以下を達成することを目的とする。

- ①バマコ市内の既存水産物流通システムの変更改善によってバマコ中央魚市場における水産物流通が促進されること。
- ②適切なバマコ中央魚市場の運営体制が整うこと。
- ③運営維持管理規則に沿った適切なバマコ中央魚市場運営が行われること。
具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2016年11月上旬)

ア 情報・資料収集による問題把握

前マリ魚市場運営管理・流通促進アドバイザー、セネガル水産行政アドバイザー、バマコ中央魚市場建設計画施工監理コンサルタント等の関係者への聞き取り調査(メール、電話含む)、参考資料の収集・確認を行い、バマコ中央魚市場に関する情報の収集、問題点を把握する。

イ 既存資料・関連情報の収集と分析

既存資料及び関連情報の収集・分析を行い、対象施設に類似した案件/施設の事例・水産物流通販売体制・運営体制を確認する。

ウ ワークプラン(案)作成

ワークプラン(案)(和文・仏文または英文)を作成する。本ワークプラン(案)には、アとイで把握確認した内容を含め、マリ政府へ水産物流通販売例等を交えて達成イメージが説明出来るようにする。

(2) 第1次現地派遣期間 (2016年11月中旬～2017年5月中旬)

ア 第1回現地業務計画と全体業務計画の説明・確認

マリ政府と JICA セネガル事務所への第1回現地業務計画、ワークプラン(案)の説明及び内容に関する協議を行い、業務の留意点と第1回派遣業務の期待される達成状況を確認する。また、この協議結果をふまえたワークプラン(最終版)を作成し、その内容について JICA セネガル事務所の承認を得る。

イ 水産物販売開始に必要な周辺状況の調査と課題分析

以下の現状把握及び資料・情報の収集と分析を行う。

a) バマコ市内の既存水産物流通システムとして、アクター(役割、概数、活動概要、組織化状況、移動手段等)、地方行政(区画利用料徴収状況、既存市場の管理状況、バマコ中央魚市場へ移転を予定する卸売人の選定計画等)、中央行政(水産物流通統計収集方法、水産物品質管理/衛生管理方法、それら担当人員数、それら実施の計画等)等について、それぞれの役割分担等をアクターや行政機能毎に把握する。

b) バマコ中央魚市場の現状・周辺状況として、水産物流通販売計画の検討状況(市場活動移転交渉状況や利用料金合意状況等)、周辺公共交通機関状況(市場利用予定者のタクシーやバスの運行状況等)等を把握する。

c) 上記 a)と b)をふまえてバマコ中央魚市場の水産物販売開始の課題を分析する。

ウ 水産物流通計画の協議・作成

上記アとイの結果をふまえ、バマコ中央魚市場を中心とした水産物流通計画（既存の水産物流通の改善、水産物流通に係る統計調査体制整備、水産物品質管理／衛生管理体制整備を含む）をマリ政府と共に作成する。作成の過程で JICA セネガル事務所とも密に情報共有を行う。

エ 水産物流通計画の実施支援

上記ウにおいて作成した水産物流通計画で必要と認められた既存水産物流通システム改善の実施促進、水産物流通統計収集、水産物品質管理/衛生管理等に必要な制度整備への支援を行う。既存水産物流通システム改善の実施促進については、バマコ中央魚市場移転予定の利用者を対象とした研修ワークショップを実施する。また、水産物品質検査(官能検査等)に関してはマニュアルを作成し技術的にも支援する。

オ 水産物流通計画の見直し

上記エの活動を通じ得られた情報等をもとに、水産物流通計画を適宜見直す。なお、上記ウ、エ、および本計画見直しにおいては、派遣専門家もメンバーとなる関係者委員会を組織し、PDCA サイクルのような計画マネジメントを取り入れて適切に状況に応じた検証・評価と改善・見直しができるようにする。

カ 市場運営組織の現状調査と課題分析

市場運営組織について、運営状況、収支、役職、それら役職の数と能力等を把握し課題を分析する。

キ 市場運営組織の改革

上記ウの水産物流通計画で計画する推定水産物販売規模と上記カの現状・課題から、必要に応じて組織改革の為の提案をマリ政府と協議して改革実施を支援する。

ク 市場運営維持管理規則策定と適用実施

水産物流通計画の実施と並行し、市場運営維持管理規則(市場規則・料金システム)の策定を支援する。また、その策定された規則の適用実施を支援する。

ケ 第1次現地業務結果報告書の作成

第1次現地業務結果報告書(仏文)を作成し、マリ側関係者に提出し、業務結果を報告する。

コ JICA 事務所報告

第1次現地業務結果報告書に基づき第1回現地派遣業務に関する JICA セネガル事務所報告を行い、今後の予定等について協議を行う。

(3) 国内作業期間 (2017年10月中旬)

ア 現状分析

第1回現地派遣の成果とその後の実施状況について、マリ政府カウンターパートに確認し第2次現地派遣業務の準備を行う。

イ 第2回ワークプラン(案)作成

第2回ワークプラン(案)(和文・仏文または英文)を作成する。本ワークプラン(案)には、アで把握確認した内容を含め、課題に対してマリ政府へ具体的な対応策案を交えた説明が出来るようにする。

(4) 第2次現地派遣期間(2017年10月中旬～2018年2月中旬)

ア 第2回ワークプランの説明・確認

マリ政府、JICAセネガル事務所への第2回現地業務計画の説明を行い、業務の留意点と第2回派遣業務の期待される達成状況を確認する。この協議結果をふまえた第2回ワークプラン(最終版)を作成し、その内容についてJICAセネガル事務所の承認を得る。

イ 水産物流通計画の実施支援

水産物流通計画の実施状況の調査を行い、第1回現地派遣7.(2)オで組織化支援した委員会を開催し成功要因や失敗要因を分析し必要に応じて改善・見直しを行い、計画された水産物流通システム改善、水産物流通統計収集、水産物品質管理/衛生管理等の実施支援を行う。

ウ 市場運営組織の運営支援

市場運営組織の運営状況を調査し、策定された市場運営維持管理規則にもとづく運営の支援を行う。必要に応じ市場運営維持管理規則の改定・見直しの支援も行う。

エ 水産物流通計画、市場運営維持管理規則の最終化

上記イ、ウの活動を踏まえ、水産物流通計画、市場運営維持管理規則を最終化し、バマコ中央魚市場を中心とした水産物流通システム整備を支援する。

オ 第2次現地業務結果報告書の作成

第2次現地業務結果報告書(仏文)を作成し、マリ側関係者に提出し、業務結果を報告する。

カ JICA事務所報告

第2次現地業務結果報告書に基づき、第2回現地派遣結果及びマリ政府への業務完了報告結果等をJICAセネガル事務所へ報告する。

(5) 帰国後整理期間(2018年2月中旬)

ア 専門家業務完了報告書の作成

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICAセネガル事務所に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン：和文、仏文各3部及び電子データ版(メール送付可)

コンサルタントは、第1次現地派遣前の国内準備、第2次現地派遣前の国内作

業において、既存資料等を分析し、全体、および各現地派遣に係るワークプラン(案)を作成、現地作業開始時に先方政府への説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果をふまえたワークプラン(最終版)を作成し、その内容について JICA セネガル事務所の承認を得ることとする。記載内容は最低限以下の項目を含めるものとする。なお、第 1 次現地派遣のワークプラン提出時期は 2016 年 11 月上旬(予定)とする。

- ア 業務の概要(背景・経緯・目的)
- イ 業務実施の基本方針
- ウ 業務実施の具体的方法
- エ 業務実施体制
- オ 業務フローチャート
- カ 先方機関便宜供与負担事項
- キ その他必要事項

(2) 現地業務結果報告書：仏文3部及び電子データ版（メール送付可）

コンサルタントは、各現地派遣期間終了時に、業務の達成状況を整理した現地業務結果報告書を作成、JICAセネガル事務所およびマリ側関係者に提出、報告する。

- ア 業務の具体的内容
- イ 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書：和文3部及び電子データ版（メール送付可）

コンサルタントは、業務完了後、最終成果品として専門家業務完了報告書を作成し、内容について事前に JICA セネガル事務所の合意を得ることとする。なお、専門家業務完了報告書には最低限以下の項目を含めることとする。提出時期は 2018 年 2 月中旬とする。

- ア バマコ中央魚市場における水産物流通に関する業務実施前後の状況比較
- イ 市場運営組織の業務実施前と業務実施後の状況比較
- ウ マリ政府（バマコ中央魚市場含む）への提言
- エ 類似案件への留意点・改善点

なお、以下を専門家業務完了報告書の別添資料として併せて提出すること。

1) 水産物流通計画：和文、仏文各3部及び電子データ版（メール送付可）

2) 水産物品質検査マニュアル：仏文3部及び電子データ版（メール送付可）

提出時期は、第 1 次現地派遣終了前の 2017 年 4 月頃（予定）とする。マニュアルは対象の技官等が水産物品質管理を実施するために必要な作業・手順を記したものである。

(4) 電子化の仕様

電子データ版の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_0)

1.pdf) を参照し、詳細は JICA の指示に従うこととする。電子データ版は各作業の段階においてはメール送付での提出を可とするが、上記(1)及び(2)を保存した CD-ROM を業務完了時に提出すること。英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること(ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと)。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒パリ⇒ダカール⇒バマコ⇒ダカール⇒パリ⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費の上限加算

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないマリでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

車両関連費(通勤を除く業務用): 4,000 千円

特殊傭人費(英仏通訳): 5,000 千円

特殊傭人費(調査員): 1,500 千円

消耗品費: 400 千円

通信・運搬費(携帯電話通信費): 80 千円

資料等作成費(成果品作成費、翻訳料): 1,700 千円

雑費(各種ミーティング、ワークショップ開催費): 1,000 千円

(3) 現地再委託

本業務において、バマコ中央魚市場移転予定利用者に係る調査、既存水産物流通システム改善のための市場移転予定利用者を対象とした研修・ワークショップ実施に係る業務については、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認めます。また、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月版)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行ってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

- 第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配
第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ
なし
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う。
- カ) 執務スペースの提供
畜産・水産省内における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 配布資料

以下の配布資料を PDF にて配布しますので、当事務所代表アドレス（JICA SENEGAL <sn_oso_rep@jica.go.jp>）まで、メールにて連絡願います。

- ア) 2012 年 8 月マリ国魚市場運営管理・流通促進アドバイザー業務完了報告書
- イ) 2016 年 5 月セネガル国水産行政アドバイザーマリ出張報告書

② 公開資料

マリにて過去に実施した関連無償資金協力報告書は、JICA 図書館にて閲覧・複写が可能。URL および対象案件は以下のとおり、

- ア) マリ国バマコ中央魚市場建設計画（2010 年）
http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_519_11829207.html

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：10 月 21 日（金）（予定）
（時間：17：30～19：00 場所：JICA 本部内会議室）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 調達部内会議室
（当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）
- ③ 実施方法：
・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③ パリにおけるトランジット時の宿泊先等に関しては現時点では一部制限される場合もあるため、渡航前に JICA セネガル事務所まで確認ください。
- ④ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑤ 複数年度契約
本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施可能です。経費支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ありません。
- ⑥ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上